

四 半 期 報 告 書

(第92期第2四半期)

日 本 製 麻 株 式 会 社

NO. E 0 0 5 5 8

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 製 麻 株 式 会 社

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2019年11月12日

【四半期会計期間】 第92期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 本 広太郎

【本店の所在の場所】 富山県砺波市下中3番地3
本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】 神戸(078)332-8251

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 中 川 昭 人

【最寄りの連絡場所】 富山県砺波市下中3番地3

【電話番号】 砧波(0763)32-3111

【事務連絡者氏名】 執行役員北陸工場工場長 矢 部 勲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (千円)	1,929,836	1,944,055	3,856,469
経常利益 (千円)	13,156	2,843	32,297
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	1,313	407	928
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△37,557	23,473	△13,835
純資産額 (千円)	2,141,826	2,179,911	2,165,543
総資産額 (千円)	3,966,750	3,911,139	3,783,194
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.36	0.11	0.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.9	34.7	35.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	81,778	47,127	61,565
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△22,923	△98,631	△40,015
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,893	15,657	△34,914
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	708,667	563,604	594,644

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.64	3.47

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分の変更をしております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報」の「II 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き緩やかな回復基調にあるものの、米中間の貿易摩擦や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性が高まっており、また、自然災害の国内経済への影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループは、中期経営計画に基づきマット事業の立て直しと食品事業の成長を基本として取り組んでまいりました。当第2四半期連結累計期間の業績は、食品事業はレトルト関係を中心に改善してまいりましたが、マット事業は業績の不振が続きました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,944百万円（前年同四半期比0.7%増）、営業利益は4百万円（前年同四半期比47.3%減）、経常利益は2百万円（前年同四半期比78.4%減）となり、投資有価証券評価損1百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は0百万円（前年同四半期比68.9%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分の変更を行っており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は変更後の区分に基づいております。変更の詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報」の「II 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(産業資材事業)

援助米用樹脂袋の受注減少が減収・減益の要因となりました。また、黄麻関係の麻繩及び雑穀用麻袋の販売減少も減益の要因となりました。その結果、売上高は383百万円と前年同四半期と比べ6百万円（1.8%）の減収、営業利益は18百万円と前年同四半期と比べ3百万円（15.2%）の減益となりました。

(マット事業)

日本国内及び海外の業績は、軽自動車や小型車など廉価なタイプの販売を中心に販売数量を伸ばし増収となつたものの、生産拠点であるタイ国の労働法改正による退職給付引当金の増額など人件費の高騰が利益を圧迫しました。その結果、売上高は942百万円と前年同四半期と比べ18百万円（2.0%）の増収、営業損失は26百万円（前年同四半期は10百万円の営業損失）となりました。

(食品事業)

パスタは、輸入品や競合他社の影響を受け減収となりましたが、原価率の見直しや販管費の削減に努めました。レトルト関係の商品は、前期に引き続きカレーの販売が好調に推移し売上利益を伸ばしました。その結果、売上高は616百万円と前年同四半期と比べ2百万円（0.5%）の増収、営業利益は10百万円（前年同四半期は4百万円の営業損失）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は3,911百万円、前連結会計年度末と比較して127百万円の増加となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加67百万円、現金及び預金の増加56百万円があつたことであります。

当第2四半期連結会計期間末における負債は1,731百万円、前連結会計年度末と比較して113百万円の増加となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加19百万円、賞与引当金の増加42百万円、長期借入金（1年内返済予定を含む）の増加21百万円、退職給付に係る負債の増加19百万円であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は2,179百万円、前連結会計年度末と比較して14百万円の増加となりました。この結果、自己資本比率は34.7%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ31百万円減少し、563百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ34百万円減少し、47百万円の収入となりました。これは、たな卸資産の減少があったものの税金等調整前四半期純利益の減少、仕入債務の減少、売上債権の増加があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ75百万円減少し、98百万円の支出となりました。これは、定期預金の預入による支出があったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ32百万円減少し、15百万円の収入となりました。これは、社債の発行による収入があったものの、社債の償還による支出があったためであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

資本の財源及び資金の流動性については、業績の安定による資本の充実を第一と考えています。当初の目標である復配は実現しましたが、業績の安定性を欠くため配当の継続については不透明な状況が続いています。

資金の調達に関しては、大規模な設備投資計画は現在ありませんが、業績に応じた運転資金を銀行より調達しています。堅実に業績を伸ばし剰余金を蓄積し、将来の設備投資や不測の事態に備え、配当を継続させるため、純資産を充実させることが急務と考えております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業等幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉並びに国内外顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました新中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共に存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、前中期経営計画の成果を維持しつつ、生産と販売の強化に重点をおき、「売上・利益の拡大」をテーマとした新中期経営計画を策定し、あらゆる分野でコストの削減及び積極的な販売拡大に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、従来のジユート製品、産業資材製品の拡販とともに材質性能を生かしたオンライン商品の提供を強化し、増収・増益を図ります。
- ・マット事業につきましては、子会社での一貫生産の強みを価格、品質などに反映し、増収・増益を図ります。
- ・食品事業につきましては、食の安全を厳格に確保しつつ、生産ライン・作業工程の見直しなど生産の効率化を図り拡販し、生産のラインナップを強化し、増収・増益を図ります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企业文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、2009年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

2012年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、2012年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいたしております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

2015年4月17日開催の取締役会において、本プランの継続を決議し、2015年6月26日開催の当社第87期定時株主総会に議案とさせていただき、さらに、2018年4月18日開催の取締役会において、本プランの継続を決議し、2018年6月28日開催の当社第90期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいたしております。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令及び当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動及び不発動に關し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手續を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書及び要求する情報並びに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集並びに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討及び比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得るものとなります。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手續を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動及び不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（但し、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、2018年6月28日開催の当社第90期定時株主総会での承認可決の日から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様に当社株式を交付いたします。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組み及びそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもつて導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,673,320	3,673,320	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	3,673,320	3,673,320	—	—

(注) 現物出資 日付 : 1950年12月9日 評価額 : 19,000千円
出資物件 : 土地建物什器備品等 発行株式数 : 380,000株

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月30日	—	3,673,320	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ARGENT WISE CO., LTD. (常任代理人 みずほ証券株式会社)	388 PHAHOLYOTHIN ROAD KWAENG SAMSENNAI KHET PHAYATHAI BANGKOK THAILAND (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	277	7.56
トレイディア株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通1丁目2-22	274	7.49
宝天大同	兵庫県神戸市北区山田町下谷上箕の谷3-1	169	4.61
松並 永子	山口県下関市	100	2.73
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20-3	96	2.63
中本 広太郎	兵庫県神戸市灘区	65	1.80
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	40	1.09
MLI STOCK LOAN (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON E C1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	37	1.03
株式会社二鶴	兵庫県神戸市中央区磯上通4丁目3-10	35	0.97
長坂 猛	東京都日野市	35	0.96
計	—	1,132	30.87

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,800	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,649,400	36,494	同上
単元未満株式	普通株式 17,120	—	同上
発行済株式総数	3,673,320	—	—
総株主の議決権	—	36,494	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本製麻株式会社	富山県砺波市下中3番地3	6,800	—	6,800	0.19
計	—	6,800	—	6,800	0.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、なぎさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	601, 149	657, 609
受取手形及び売掛金	※1, ※2 629, 182	※1 696, 552
商品及び製品	219, 224	189, 043
仕掛品	147, 533	200, 955
原材料及び貯蔵品	316, 514	286, 683
その他	32, 107	41, 437
貸倒引当金	△511	△175
流动資産合計	<u>1, 945, 200</u>	<u>2, 072, 107</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	251, 759	242, 126
土地	791, 941	800, 573
その他（純額）	105, 785	97, 614
有形固定資産合計	<u>1, 149, 486</u>	<u>1, 140, 314</u>
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	604, 724	612, 481
繰延税金資産	44, 955	42, 339
その他	99, 728	99, 424
貸倒引当金	△73, 488	△73, 488
投資その他の資産合計	<u>675, 919</u>	<u>680, 757</u>
固定資産合計	<u>1, 837, 993</u>	<u>1, 839, 032</u>
資産合計	3, 783, 194	3, 911, 139
負債の部		
流动負債		
支払手形及び買掛金	※2 391, 403	410, 638
短期借入金	30, 000	30, 000
1年内償還予定の社債	160, 000	40, 000
1年内返済予定の長期借入金	133, 504	141, 936
未払法人税等	4, 499	808
賞与引当金	14, 800	57, 009
その他	119, 775	120, 638
流动負債合計	<u>853, 983</u>	<u>801, 030</u>
固定負債		
社債	190, 000	320, 000
長期借入金	341, 920	355, 189
繰延税金負債	49, 557	52, 403
退職給付に係る負債	155, 067	174, 329
長期預り保証金	2, 500	1, 500
その他	24, 623	26, 774
固定負債合計	<u>763, 667</u>	<u>930, 197</u>
負債合計	1, 617, 651	1, 731, 228

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
　資本金	100,000	100,000
　資本剰余金	564,343	564,343
　利益剰余金	648,226	641,301
　自己株式	△5,324	△5,331
　株主資本合計	1,307,245	1,300,313
その他包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△35,047	△43,180
為替換算調整勘定	78,273	98,775
その他包括利益累計額合計	43,226	55,594
非支配株主持分	815,071	824,002
純資産合計	2,165,543	2,179,911
負債純資産合計	3,783,194	3,911,139

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	1,929,836	1,944,055
売上原価	1,561,442	1,582,985
売上総利益	368,393	361,069
販売費及び一般管理費	※1 360,790	※1 357,065
営業利益	7,602	4,003
営業外収益		
受取利息	487	701
受取配当金	5,114	6,529
為替差益	8,185	1,050
その他	580	1,966
営業外収益合計	14,367	10,246
営業外費用		
支払利息	4,637	4,102
社債発行費	879	3,988
支払保証料	1,943	1,847
その他	1,352	1,469
営業外費用合計	8,814	11,407
経常利益	13,156	2,843
特別損失		
投資有価証券評価損	5,508	1,060
特別損失合計	5,508	1,060
税金等調整前四半期純利益	7,647	1,783
法人税、住民税及び事業税	7,104	5,560
法人税等調整額	△2,123	6,542
法人税等合計	4,980	12,102
四半期純利益又は四半期純損失(△)	2,667	△10,319
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	1,354	△10,727
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,313	407

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	2,667	△10,319
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,650	△8,133
為替換算調整勘定	△55,875	41,925
その他の包括利益合計	△40,224	33,792
四半期包括利益	△37,557	23,473
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△10,359	12,776
非支配株主に係る四半期包括利益	△27,197	10,696

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,647	1,783
減価償却費	30,725	28,031
投資有価証券評価損益（△は益）	5,508	1,060
貸倒引当金の増減額（△は減少）	-	△349
賞与引当金の増減額（△は減少）	45,896	42,089
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	8,621	15,705
受取利息及び受取配当金	△5,602	△7,230
支払利息	4,637	4,102
売上債権の増減額（△は増加）	△52,001	△62,661
たな卸資産の増減額（△は増加）	△77,004	19,661
仕入債務の増減額（△は減少）	119,179	16,878
その他	3,571	△5,559
小計	91,181	53,511
利息及び配当金の受取額	5,602	7,230
利息の支払額	△4,408	△4,286
法人税等の支払額	△10,596	△9,326
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,778	47,127
有形固定資産の取得による支出	△17,465	△6,546
有形固定資産の売却による収入	-	228
投資有価証券の取得による支出	△2,783	△4,063
貸付金の回収による収入	58	-
定期預金の預入による支出	-	△87,250
預り保証金の返還による支出	-	△1,000
その他	△2,733	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,923	△98,631
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△80,401	△78,299
社債の発行による収入	49,120	146,011
社債の償還による支出	△5,000	△140,000
配当金の支払額	△10,741	△7,182
非支配株主への配当金の支払額	△3,512	△1,765
リース債務の返済による支出	△1,563	△3,100
その他	△8	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,893	15,657
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,499	4,806
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	98,248	△31,039
現金及び現金同等物の期首残高	610,418	594,644
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 708,667	※1 563,604

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形割引高	14,940千円	16,385千円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	2,083千円	—千円
支払手形	51,164千円	—千円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
運賃諸掛	67,238千円	65,207千円
旅費交通費	18,634千円	16,907千円
役員報酬	24,412千円	24,412千円
給与賃金雑給	105,372千円	104,094千円
賞与引当金繰入額	14,105千円	14,798千円
退職給付費用	5,908千円	5,697千円
貸倒引当金繰入額	△514千円	—千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	715,172千円	657,609千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△6,504千円	△94,005千円
現金及び現金同等物	708,667千円	563,604千円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,999	3.00	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,332	2.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	390,387	924,471	613,236	1,928,095	1,741	1,929,836
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	390,387	924,471	613,236	1,928,095	1,741	1,929,836
セグメント利益又は セグメント損失(△)	21,629	△10,340	△4,766	6,522	1,080	7,602

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失(△)であります。

II 当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	383,476	942,741	616,202	1,942,420	1,635	1,944,055
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	383,476	942,741	616,202	1,942,420	1,635	1,944,055
セグメント利益又は セグメント損失(△)	18,341	△26,532	10,897	2,706	1,297	4,003

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして表示していた「不動産開発事業」については、量的な重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて記載する方法に変更しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	0円36銭	0円11銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	1,313	407
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	1,313	407
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,666,481	3,666,433

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月12日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山 根 武 夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西 井 博 生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

北陸財務局長

【提出日】

2019年11月12日

【会社名】

日本製麻株式会社

【英訳名】

THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中本 広太郎

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません

【本店の所在の場所】

富山県砺波市下中3番地3

本社事務取扱場所

兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本製麻株式会社神戸本部

(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中本広太郎は、当社の第92期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

